

こども^{こころ}の心によりそって

～おとなのためのこどもの権利条約～



わかやまけんきょういくいんかい
和歌山県教育委員会

このパンフレットのねらい

現在、子どもたちには、いじめや不登校、問題行動等、様々なことが起こっています。また、児童虐待、相次ぐ子どもの誘拐や暴力事件など、今、「子どもが危ない」と感じるような出来事も発生しています。このような状況の中で、子どもとどう接していけばいいのだろうと悩んでいる方も多いのではないのでしょうか。

おとながどのように子どもを支援すべきかという「おとなと子どものかわり合いの知恵」や子どもの成長にとって何が大切なのかということを知っていただく国際的なきまりがあります。それが子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）です。

子どもの権利条約の中に、子どもとのかかわり合いのヒントをたくさん見つけることができるでしょう。このパンフレットを使って、今一度、子どもたちの健やかな成長について考えていただければ幸いです。

子どもの権利条約とは？・・・

子どもの権利条約は1989（平成元）年に国際連合の総会で、全会一致のもと採択されました。日本も、1994（平成6）年4月にこの条約を批准し、子どものために生かしていくことにしました。

ここでいう子どもとは、生まれたばかりの赤ちゃんから18歳の誕生日を迎えるまでの人のことです。この条約には、おとな（政府・自治体・学校・親など）が子どものためになさねばならない責任や義務が、54条にわたって書かれています。

「子どもの権利条約」が定めている権利（日本ユニセフ協会ホームページから）



1 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。



2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。



3 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。



4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくらったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

権利ってわがまま???

「子どもの権利を大切にすぎると、わがまま勝手になる」という考え方について、あなたはどのように思いますか。また、「子どもは未熟だから、おとなの言うことを聞いていけばいい」という考え方についてはどうでしょうか。

子どもの権利条約は、「子どももおとなと同じように一人の人間なんだ。自分らしく生きていける主人公なんだ!」ということを宣言しています。ただし、子どもは成長する段階にあり、保護される部分とおとなと同じように自立した人間として扱われる部分の両面をもっています。

「権利」は、みんなが大切にしようとして合意して決めたものなので、お互いにそれを実現するために努力する「責任」があります。また、自分自身が人間として尊重されたいと願うならば、同じように、自分以外のすべての人の権利も尊重しなければなりません。権利と責任はコインの裏表の関係といえます。

日頃、どのように子どもに接しているかを振り返りながら、「子ども」と「人権」について考えてみませんか。

こんなときあなたなら・・・？

いま せいせき じゃ しょうらい が
今の成績じゃ将来が
不安だわ。

サッカーをやめさせて
学習塾に行かせたい
んだけど。



あなたがそんな態度
だから、私が1人悩ま
なきゃならないのよ。
ほつたらかにせずに、
あなたもこの子の将来
のことをちゃんと考え
てよ。

べつに、急がなくてもいいんじゃないの？
僕の子ども頃は、もっとのんびりしていたぞ。
思いっきり遊ばせてやれば？



心配しすぎなんだよ。
荷から荷まで、かま
い過ぎるからこの子がお
どおどしてしまうんだ
よ。
ほつときゃいいよ、
ほつときゃ。



あの・・・。

その・・・。

話し合いのポイント

(2人～4人で話し合ってみましょう)

- 1 日常生活の中でこんなエピソードはありませんか？
- 2 あなたは、このイラストの父親と母親のどちらの意見に近いですか？
- 3 このとき、子どもはどんな気持ちだと思えますか？
- 4 どうして子どもはその気持ちを言えないのでしょうか？

(子どもの頃こんな思いをしたことはありませんか？)

子どもはどうして自分の気持ちを伝えることができないの？

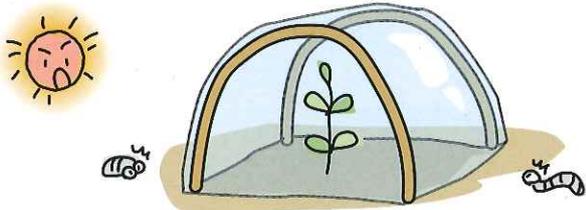
あなたの子どもの顔を思い出してください。子どもにとっておとなは、年齢差や体の大きさや力の違いから、威圧的で絶対的な存在とうつついていなかったでしょうか。また、おとなは、「子どもは何も知らない。だから、おとなに従うことがいいことなんだ」という思いから、自分の考えを押しつけてしまいがちです。

子どもは、いろいろな気持ちを表現しても、聴いてもらえなかったり、考えを押しつけられたりすることで、自分の気持ちがわからなくなり、おとなに言われたことを、そのまま自分の気持ちだと思い込んでしまうこともあります。

子どもにも、自分の気持ちを聴いてもらえる権利がある

子どもの権利条約には、もっとも重要な権利のひとつとして「子どもの意見表明権」（第12条）があります。自分に関係するすべてのことについて、意見を持ち、他の人に伝えることができるという権利です。成長に応じて子どもの気持ちをとらえて、心によりそうことが大切です。

困



この「木」を「子ども」だと考えてください。

子どもは、いろんな方向に伸びようとするのに親や周りのおとなが無理に型にはめようとして、成長を抑えてしまいがちです。おとなは、「保護と適切な支援」だと思っても、子どもにとっては過保護・過干渉・放任・無視・暴力といった「不適切なかわり」になってしまうことがあります。いったいその「加減」はどうすればいいのでしょうか。

例えば、料理では、味が濃すぎたり、薄すぎたりすることのないよう、舌・鼻・目などの五感を使って判断します。同じように、子育ても、子どもをじっくり見つけ、しっかり意見を聴いていくことが大切ではないでしょうか。

どうですか、この木（子ども）が困っているように見えてきませんか。

おとなと違う子どもの受けとめ方

「おこさんの意見いけんをよくきいていますか？」とたずねると、大抵たいていのおとなは「よくきいている」と答こたえます。しかし、子どもは「お父おとうさんやお母お母さんはきちんときいてくれない」と思おもっていることが多いようです。話をしはなしていても言外げんがいに、「まだ子どもだからわからないだろう」「また馬鹿ばかなことをいっている」というメッセージを敏感びんかんに感かんじ取とっているのかもしれませんが。

温かいご飯と雑談からはじめませんか

いっしょに温かいご飯あたたかいごはんを食べながら、雑談ざつだんの中で子どもの気もちきもちを聴きいてみませんか。親おやが聞ききたい話題わだいに無理むりやり引き込ひきこむのではなく、子どもの話はなししたい話題わだいに親おやが近ちかづいてみましょう。そして、子どもができていないことについてはしばらく見守みまもり、今いまできていることを認まめていくようにしませんか。

聴



漢字かんじの「聴ちゆう」という字じをその組くみみ合わせから、「耳みみを大きおおくそばだて、相手あいての存在そんざいを受容じゆうし、しっかりと相手あいてを見つめ、相手あいての気もちきもちを認まめること」あるいは、「大きな耳みみと、十四じゅうしゅうの心こころできく」とことと解釈かいしゃくしてよい聴き手ききてになろうと心がけてこころいる人もいます。

子どもに問題もんだいが起きたとき、「何がなにあったの？」と事実じじつを聞きこうとしますが、大事だいじなことは「あなたのことを大切たいせつにしている」という無条件むじょうけんのOK（受容）と、「どんな気もちきもちなの？」と子どもこどもの感情かんじゆうに注目ちゆうもくをすることです。

そのためには、

- 1 子どもの言いったことを自分の言葉じぶんごで言いい換かえて、子どもが理解りかいしやすいように要約ようやくする。
- 2 子どもにできるだけ話はなしをさせる。子どもが話はなしを続つづけやすい質問しつもんをする。
- 3 子どもの話はなしを体全体からだぜんたいで聴きく。（体からだを向むける、うなずくなど）
- 4 子どもこどもの心こころの状態じゆうたいをよくみる。

といったことを大切たいせつにしましょう。

子どもの気持ちを受容し、行動はアドバイスしてあげよう！

子どもが、自分の中の感情をコントロールできずに、問題行動をおこしたら、その行動を繰り返さないようきちんと叱って適切な方向に導いていきましょう。ただ一方で「どんなことがあってもあなたのことが大好きだよ。いてくれるだけでうれしいんだよ」というサインは送り続けて欲しいのです。

子どもが自分の気持ちをコントロールできる力をつけるためには、子どもの要求や行動を適切に制限することも必要です。例えば、子どもが「新しいおもちゃが欲しい」といつてきた場合、その気持ちはしっかり受容しても、ときには「買わない。貯金させる。一定の時期まで我慢させる」などの制限が必要です。そうすることで満たされない感情をコントロールする力が芽生えてきます。

子どもの気持ちをしっかり聴くことは、決してわがママを認めたり、子どもの言いなりになったりすることではありません。時には、おとなとして、「これは認めることはできない。まちがっているよ」と、譲らずに行動を制限する場面も必要です。だからといって、子どもに関することについて、おとなが一方的に決めてしまうのも問題です。できるだけ話し合い、決定に参加する機会を増やしていくことが大切です。子どもに自分の発言や行動に責任を持たせていけるように支援していきましょう。



みんなで子育てを

子どもを養育する第一の責任は、親・保護者にあります。現実には父親が育児にかかわる時間をほとんどもてないなど、子どもの気持ちを聴くことも叱ることも母親任せになっている状況が多く見受けられます。子育てが母親一人に任せられることのないよう、父親の育児参加とともに、おじいちゃんやおばあちゃんなど家族みんなで支えていくことや、「地域ぐるみの子育て」が大切です。父親や母親が育児・家事に参加しやすいように、また、ひとり親家庭、祖父母と孫の家庭など多様な家庭のために、制度的・経済的な支援が求められています。

すべての子どもをそれぞれの家庭で、安心して育てられる環境をつくっていくことが大切ではないでしょうか。

一人で抱え込まないで！

子どもを支える地域の様々なつながりが薄れていく中で、子育てはますます孤立化しているのではないのでしょうか。子育ての理想と現実のギャップに悩んでいるお母さんは、これ以上「だめな母親」と思われるのが辛くて、周りの人に「助けて！」と言うこともできずにいるかもしれません。

おとなも自分の気持ちを聴いてもらうことが大切です。地域によっては、そういった悩みをもつお母さんたち（保護者）を支えてくれるグループができつつあります。言いにくいかもしれませんが、おもいきって「助けて！」と試してみましょ。つながり、おぎない、助け合い、お互いに聴き合える関係と場を大切にしていましょ。

この子の願い

1

一人でこの写真をよく観察し、この子が「どんな子」で、「場所はどこ」で、「なぜここに」を自由に想像してください。

2

この子がどんな願いを持っているか、次の4点から考えてみてください。

- ① 欲しいもの
- ② したいこと
- ③ だれかにして欲しいこと
- ④ やめて欲しいこと

3

グループで意見交換。

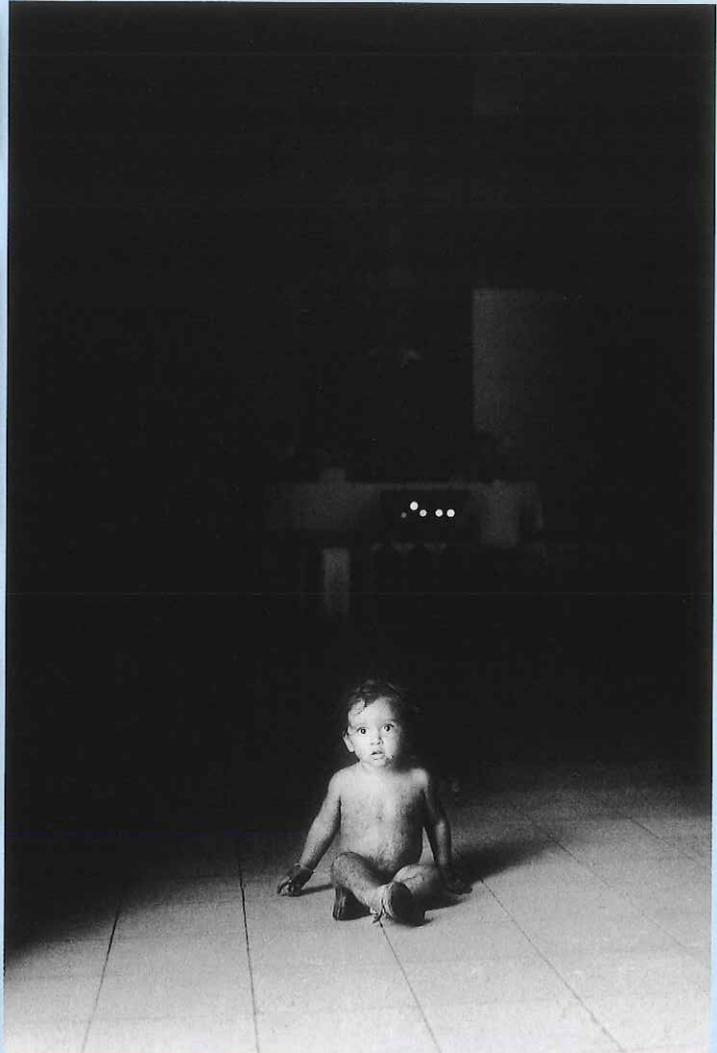
3～4人のグループに分かれ、どういう理由で2のように考えたのかを話し合ってください。

4

各グループで話し合われたことを発表しましょう。(板書するとよくわかります)

5

2で考えたことはどの権利にあたるでしょう。8ページ目の「条約にみる子どもの権利内容の構成」と照らし合わせてみましょう。

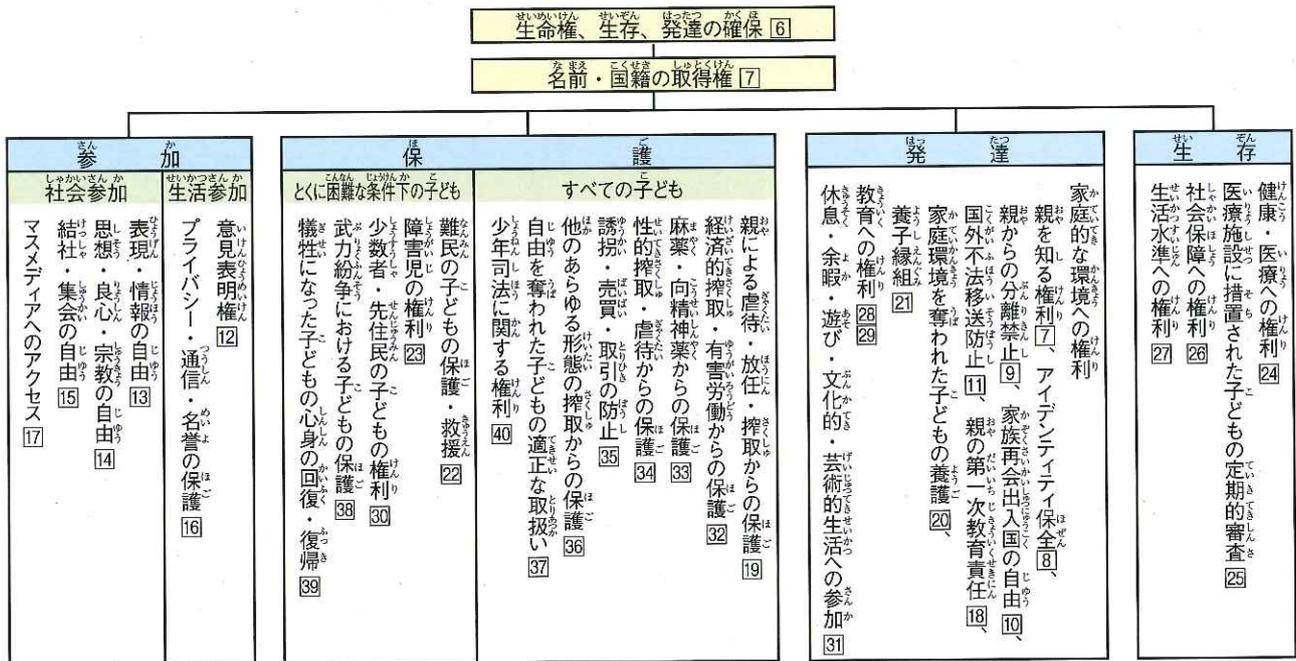


出典：『チルドレンズ・ライツ』（日本評論社、1989年、表紙）長倉洋海撮影

今、みなさんがお考えになったように、国連でも何が「子どもの最善の利益」なのか議論を重ね、子どもの権利条約としてまとめられました。

なかでも、この子がもっとも願っていることはなんだと思いますか？
それはどうしたらわかるでしょう？

条約にみる子どもの権利内容の構成



(□のなかの番号は条文番号をさす。喜多明人作成)

出典：『わたしたちの独立宣言 子どもの権利条約』(ポプラ社, 1992年)

子どもの人権にかかわる県内の主な相談窓口

名称	相談日	電話番号
和歌山県人権啓発センター	月曜日～金曜日	073-421-7830
県子ども・女性・障害者相談センター	月曜日～金曜日	073-445-5312
県紀南児童相談所	月曜日～金曜日	0739-22-1588
県紀南児童相談所新宮分室	月曜日～金曜日	0735-22-8551
県教育センター学びの丘教育相談室	月曜日～金曜日	073-422-7000
県教育センター学びの丘紀南相談課	月曜日～金曜日	0739-23-1988
ヤングテレフォン・いじめ110番(県警少年課)	24時間受付	073-425-7867
こころの電話相談室(県精神保健福祉センター)	月曜日～金曜日	073-435-5192
子どもの人権110番(県子どもの人権専門委員会)	月曜日～金曜日	073-425-2704
和歌山少年鑑別所子ども相談係	月曜日～金曜日	073-425-5369
海草振興局健康福祉部保健福祉課	月曜日～金曜日	073-482-0600
那賀振興局健康福祉部保健福祉課	月曜日～金曜日	0736-61-0021
伊都振興局健康福祉部保健福祉課	月曜日～金曜日	0736-42-5440
ありだしんこう健康福祉部保健福祉課	月曜日～金曜日	0737-64-1294
ひだか健康福祉部保健福祉課	月曜日～金曜日	0738-22-3481
西牟婁振興局健康福祉部保健福祉課	月曜日～金曜日	0739-26-7932
東牟婁振興局健康福祉部保健福祉課	月曜日～金曜日	0735-21-9629
東牟婁振興局健康福祉部串本支所	月曜日～金曜日	0735-72-0525
子どもと家庭のテレフォン110番(電話)	毎日	073-447-1152
子ども保健福祉相談センター(難病等について)	月曜日～金曜日	073-445-0520

お問い合わせ

和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課人権教育推進室
和歌山市小松原通一丁目1

TEL:073-441-3719 FAX:073-441-3724

※県教育委員会のホームページにこのパンフレットとその使い方を掲載しています。

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500600/Osyogai_top.html

作成協力

子どもの人権ファシリテーター
関西学院大学教育学部 准教授
濱田進士

平成17年7月
改訂 平成24年11月



再生紙を使用しています。